

(1) 障害者の福祉サービスは？

障害者の福祉サービスの内容は、自立支援給付と地域生活支援事業に二分され、各事業の詳しい事業名は次のとおりです。

なお、自立支援給付のうち、「介護給付」と「訓練等給付」を合わせて、「障害福祉サービス」と呼びます。

自立支援給付

介護給付<障害福祉サービス>

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護（通所）
- 生活介護（通所）
- 施設入所支援

■障害支援区分によって受けられる給付が決定されます。

訓練等給付<障害福祉サービス>

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（雇用型・非雇用型）
- 共同生活援助（グループホーム）

■障害支援区分にかかわらず、サービス内容に適合すれば給付が受けられます。

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

補装具

※平成24年度から、障害者自立支援法を根拠としていた「児童デイサービス」は、児童福祉法に規定される「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援」に移行しています。

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発 ○自発的活動支援 ○相談支援 ○成年後見制度利用支援
- 成年後見制度法人後見支援 ○意思疎通支援 ○日常生活用具の給付又は貸与
- 移動支援 ○手話奉仕員養成研修 ○地域活動支援センター ○福祉ホーム
- その他の日常生活又は社会生活支援
- 専門性の高い相談支援 ●専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修・派遣
- 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整 ●広域的な対応が必要な事業
- 人材育成

(注) ○は市町村実施事業、●は都道府県実施事業です。